○厚生労働省告示第二百三十五号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府厚生労働省令第四号）附則第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令附則第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する内部組織を次のように定める。なお、平成十七年厚生労働省告示第百八十二号（独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令附則第二条第一号及び第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する内部組織を定めた件）は廃止する。

平成二十七年四月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令附則第二条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する内部組織

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令附則第二条第一号及び第二号に規定する厚生労働大臣が指定する内部組織は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部　次に掲げるもの

主任研究官

第三室

二　国立感染症研究所獣医科学部　次に掲げるもの

主任研究官

第四室

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づきその名称を公示する。

平成二十七年四月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
177	水酸化ニッケル（II）	(1)—417
178	飽和脂肪酸（C＝8～18、直鎖型）のカリウム塩又は不飽和脂肪酸（C＝18、直鎖型）のカリウム塩	(2)—611 (9)—1677
179	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート	(2)—1249
180	2－（N－ドデシル－N，N－ジメチルアンモニオ）アセタート	(2)—1291 (2)—2709
181	N，N′－エチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガン（別名マンネブ）	(2)—1841
182	2，2－ジブロモ－2－シアノアセトアミド	(2)—2795
183	N－｛3－［オクタデカン（又はヘキサデカン若しくはテトラデカン）アミド］プロピル｝－N－メチル－2－［オクタデカノイル（又はヘキサデカノイル若しくはテトラデカノイル）オキシ］エチルアンモニウム＝クロリド	(2)—3659 (3)—326
184	アルキル（C＝12～16）（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩	(3)—2694
185	ヘキシル＝2－ヒドロキシベンゾアート	(3)—1585
186	カンフェン	(4)—613
187	4，6，6，7，8，8－ヘキサメチル－1，3，4，6，7，8－ヘキサヒドロシクロペンタ［g］イソクロメン	(5)—683
188	α－アルキル（C＝9～11）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（数平均分子量が1,000未満のものに限る。）	(7)—97
189	α－アルキル（C＝12～15）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（数平均分子量が1,000未満のものに限る。）	(7)—97
190	トリエチルアミン	(2)—141

○農林水産省告示第七百五十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　農林水産大臣　林　芳正

第一　昭和五十九年三月一日農林水産省告示第五百二十九号（家畜改良増殖法施行規則第二十四条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関を定める件）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

第二　平成十二年三月十五日農林水産省告示第三百七十八号（農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める件）の一部を次のように改正する。

第二号イを次のように改める。

イ　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

第二号トを次のように改める。

ト　国立研究開発法人農業生物資源研究所

第二号チを次のように改める。

チ　国立研究開発法人農業環境技術研究所

第二号リを次のように改める。

リ　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

第二号ヌを次のように改める。

ヌ　国立研究開発法人理化学研究所

第三　平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（独立行政法人農業者年金基金法施行規則第三十二条の農林水産大臣が指定する地域等を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二号ロ中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第四　平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十五号（農業改良助長法施行規則に規定する農林水産大臣が指定する研修課程を定める件）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研修実施規則」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が定める農業技術研修実施規則」に改める。

第五　平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号（森林法施行令第九条に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

一のイ中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第六　平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百十七号（独立行政法人通則法第四十七条第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。